

## 改正政令（令和2年政令第245号）において追加・変更となった物質一覧

汚染分類	改正政令後		現行政令		物質英名	備考
	新番号	物質和名（新）	旧番号	物質和名（旧）		
X	8	アルキルベンゼンの混合物（ナフタレンを含むものに限る。）			Alkylbenzenes mixtures (containing naphthalene)	新規追加物質
X	17	オレフィン（炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限り、炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）	(18)	オレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が五から十五までのものの混合物（炭素数が六以上のアルファオレフィンの混合物を除く。）に限る。）	Olefin mixtures (C5-C15) Olefin Mixture (C7-C9) C8 rich, stabilised	物質名の標記変更
X	18	アルファオレフィン（炭素数が六から十八までのものの混合物（炭素数が八から十二までのものを含むものに限る。）に限る。）	(19)	アルファオレフィン（炭素数が八から十二までのものを含む炭素数が六から十八までのものの混合物に限る。）	alpha-Olefins (C6-C18) mixtures	物質名の標記変更
X	19	海底及びその下における鉱物資源の探査及び掘削に伴い発生する廃水（その廃水の排出による海洋の汚染に起因して人の健康に係る被害を生ずるおそれがあるものに限る。）			Offshore contaminated bulk liquid P(o) Offshore contaminated bulk liquid S(o)	新規追加物質
X	20	掘削用ブライン（塩化亜鉛を含むものに限る。）	(20)	掘削用ブライン（亜鉛塩を含むものに限る。）	Drilling brines (containing zinc chloride) ※ 改正前名称：Drilling brines (containing zinc salts)	IBCコード上の物質変更 塩化亜鉛は亜鉛塩の一種
X	22	クロトンアルデヒド	(129)	同左	Crotonaldehyde	汚染分類の格上げ (Y類→X類)
X	42	炭化水素ワックス	(464)	ワックス（パラフィンワックスを除く。）	Hydrocarbon wax ※ 改正前名称：Waxes	汚染分類の格上げ (Y類→X類) IBCコード上の物質名変更
X	55	ドデセン（一ドデセンを除く。）	(55)	ドデセン	Dodecene (all isomers)	物質細分化のため名称変更 (Y306一ドデセンの新規追加)
X	58	ノルマルオクタタメンルカブタン			n-Octyl mercaptan	新規追加物質
X	59	ノルマルドデカタメンルカブタン			n-Dodecyl mercaptan	新規追加物質
X	60	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のもの）の混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上のものに限る。）を除く。）			Used cooking oil (m)	新規追加物質
X	63	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセントを超え五重量パーセント以下のものに限る。）	(372)	ペテロラタム	Paraffin wax, semi-refined ※ 改正前名称：Petrolatum	汚染分類の格上げ (Y類→X類) IBCコード上の物質変更
X	68	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクタチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクタチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジシシル及びフタル酸ジニルの混合物を除く。）に限る。）	(64)	フタル酸ジアルキル（アルキル基の炭素数が七から十三までのもの（フタル酸ジオクタチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルを除く。）及びアルキル基の炭素数が七から十三までのものの混合物（フタル酸ジオクタチル、フタル酸ジウンデシル、フタル酸ジトリデシル、フタル酸ジノニル及びフタル酸ジヘプチルのみから成る混合物並びにフタル酸ジシシル及びフタル酸ジニルの混合物を除く。）に限る。）	Dialkyl (C7-C13) phthalates	改正前政令に規定されていた物質に統合して規定されていた「Diocetyl phthalate（フタル酸ジオクタチル）」の汚染分類変更のため物質名変更
X	74	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物に限る。）	(384)	ポリイソブチレン（重合度が四以上のもの及びその混合物に限る。）	Poly(4+) isobutylene (Mw>224) ※ 改正前名称：Poly(4+) isobutylene	汚染分類の格上げ (Y類→X類) IBCコード上の物質名変更



改正政令（令和2年政令第245号）において追加・変更となった物質一覧

汚染分類	改正政令後		現行政令		物質英名	備考
	新番号	物質和名（新）	旧番号	物質和名（旧）		
Y	10	アクリロニトリル及びスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）	(10)	アクリロニトリル及びスチレンの共重合体（ポリエーテルポリオール中に分散されたものに限る。）	Acrylonitrile-Styrene copolymer dispersion in polyether polyol	物質名の形式的変更
Y	18	アジピン酸ジメチル	(3)	同左	Dimethyl adipate	汚染分類の格下げ（X類→Y類） 新規追加物質
Y	23	アマナズナ種子油			Camelina oil	P&Aマニュアルに係る特別要件追加（16.2.7） 新規追加物質
Y	30	アルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）及びシクロアルカノール（炭素数が四又は五のもの及びその混合物に限る。）の混合物			Alkyl/cyclo (C4-C5) alcohols	新規追加物質
Y	41	アルキルカルボン酸ナトリウム、エチレンジグリコール及びホウ砂の混合物（エチレンジグリコールの濃度が七十五重量パーセントを超えるものに限る。）			Ethylene glycol (>75%)/sodium alkyl carboxylates/borax mixture	新規追加物質
Y	54	長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）			Long-chain alkylphenol (C14-C18)	新規追加物質
Y	54	長鎖アルキルフェノール（アルキル基の炭素数が十四から三十までのもの及びその混合物に限る。）			Long-chain alkylphenol (C18-C30)	新規追加物質
Y	57	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）	(52)	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が七から十一までのものであつて、重合度が四から十二までのもの及びその混合物に限る。）	Alkyl (C7-C11)phenol poly(4-12) ethoxylate	物質名の形式的変更
Y	58	アルキルフェノールポリエトキシラート（アルキル基の炭素数が十から十五までのものであつて重合度が四から十二までのもの混合物（アルキル基の炭素数が十二のものを含むものに限る。）に限る。）			Alkyl (C10-C15, C12 rich) phenol poly (4-12) ethoxylate	新規追加物質
Y	78	イソホロンジイソシアナート	(10)	同左	Isophorone diisocyanate	汚染分類の格下げ（X類→Y類）
Y	79	イソ酪酸二・二・四-トリメチル-三-イソプロトキシベンチル	(19)	同左	2,2,4-Trimethyl-1,3-pentanediol diisobutyrate	汚染分類の格上げ（Z類→Y類）
Y	100	エチレンジグリコールモノブチルエーテル及び多分岐ポリエステルアミドの混合物（エチレンジグリコールモノブチルエーテルの濃度が五十八重量パーセントのものに限る。）			2-Butoxyethanol (58%)/Hyperbranched polyetheramide (42%) (mixture)	新規追加物質
Y	115	塩化ベンゼンスルホニル	(29)	同左	Benzene sulphonyl chloride	汚染分類の格上げ（Z類→Y類）
Y	129	キシレノール、クレゾール及びフェノールの混合物			Cresol/Phenol/Xylenol mixture	新規追加物質
Y	150	グリセリンプロポキシラート及びソルビトールプロポキシラートの混合物（アミンの含有量が十重量パーセント以上のものに限る。）			Glycerol/glycerol blend propoxylated (containing 10% or more amines)	新規追加物質
Y	160	魚サイレイージ（ぎ酸の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）			Fish silage protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	新規追加物質
Y	184	一・二-シクロヘキサジカルボン酸ジイソニルエステル			Cyclohexane-1,2-dicarboxylic acid, diisomonyl ester	新規追加物質



改正政令（令和2年政令第245号）において追加・変更となった物質一覧

汚染分類	改正政令後		現行政令		物質英名	備考
	新番号	物質和名（新）	汚染分類	旧番号		
Y	190	脂肪族（炭素数が八から十までのもの及びその混合物に限る。）	Y	(178)	Fatty acids, (08-C10)	物質名の標記変更
Y	191	脂肪族（炭素数が十二以上のもの及びその混合物に限る。）	Y	(178)	Fatty acids, (C12+)	物質名の標記変更 P&Aマニユアルに係る特別要件追加 (16.2.7)
Y	197	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が九から十一までのものであって重合度が二・五から九までのもの（セコングダリアアルコールであつて重合度が三から六まで及び七以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	Y	(184)	Alcohol (09-C11) poly (2.5-9) ethoxy late	物質名の標記変更
Y	198	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が一から六までのもの（セコングダリアアルコールであつて重合度が三以上のものを除く。）及びその混合物に限る。）	Y	(185)	Alcohol (C12-C16) poly (1-6) ethoxylates	物質名の標記変更
Y	199	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が七から十九までのもの（セコングダリアアルコールであつて重合度が七から十二までのものを除く。）及びその混合物に限る。）	Y	(186)	Alcohol (C12-C16) poly (7-19) ethoxylates	物質名の標記変更
Y	200	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十二から十六までのものであって重合度が二十以上のもの及びその混合物に限る。）	Y	(187)	Alcohol (C12-C16) poly (20+) ethoxylates	物質名の標記変更
Y	201	脂肪族アルコールポリエトキシラート（アルコールの炭素数が十七又は十八のものであつて重合度が七のもの（セコングダリアアルコールであつてその炭素数が十七のものに限る。）及びその混合物に限る。）			Alcohol (C10-C18) poly (7) ethoxylate	新規追加物質
Y	202	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコングダリアアルコールであつて重合度が三から六までのもの及びその混合物に限る。）	Y	(188)	Alcohol (06-C17) (secondary) poly (3-6) ethoxylates	物質名の標記変更
Y	203	脂肪族アルコールポリエトキシラート（セコングダリアアルコールであつて重合度が六から十二までのもの及びその混合物に限る。）	Y	(189)	Alcohol (06-C17) (secondary) poly (7-12) ethoxylates	物質名の標記変更
Y	209	硝酸アンモニウム及び尿素の混合溶液	(Z)	(61)	Urea/Ammonium nitrate solution	汚染分類の格上げ (Z類→Y類)
Y	210	植物油の混合物（遊離脂肪酸の含有量が十五重量パーセント未満のものに限る。）			Vegetable oil mixtures, containing less than 15% free fatty acid(m)	新規追加物質 P&Aマニユアルに係る特別要件追加 (16.2.7)
Y	250	N・N-ジメチルデシルアミン	(X)	(40)	N, N-Dimethyldodecylamine	汚染分類の格下げ (X類→Y類)
Y	255	水酸化アルミニウム、水酸化ナトリウム及び炭酸ナトリウムの混合溶液（濃度が四十重量パーセント以下のものに限る。）			Aluminium hydroxide, sodium hydroxide, sodium carbonate solution (40% or less)	新規追加物質
Y	257	水酸化カルシウム	(Z)	(75)	Calcium hydroxide slurry	汚染分類の格上げ (Z類→Y類)
Y	264	ターシャリドデカンチオール	(X)	(41)	tert-Dodecanethiol	汚染分類の格下げ (X類→Y類)



改正政令（令和2年政令第245号）において追加・変更となった物質一覧

汚染分類	改正政令後		現行政令		物質英名	備考
	新番号	物質和名（新）	旧番号	物質和名（旧）		
Y	268	大豆油脂脂肪酸メチルエステル			Soybean Oil Fatty Acid Methyl Ester	新規追加物質
Y	277	テレフタル酸ジ- <i>n</i> -エチルヘキシル			Bis(2-ethylhexyl) terephthalate	新規追加物質
Y	285	トール油のアトワフム塩（粗製のものに限る。）			Tall oil soap, crude	新規追加物質
Y	287	トリアルキル酢酸グリジエステル（トリアルキルの炭素数が十に限る。）	(264)	トリアルキル酢酸グリジエステル（炭素数が十のものに限る。）	Glycidyl ester of C10 trialkylacetic acid	物質名の標記変更
Y	305	ドデシルベンゼン	(Z)	同左	Dodecylbenzene	汚染分類の格上げ（Z類→Y類）
Y	306	ドデセレン			1-Dodecene	新規追加物質
Y	310	ナフタレン（粗製のものに限る。）			Naphthalene crude (molten)	新規追加物質
Y	329	ノルマルアルカン（炭素数が九から十一までのものの混合物（炭素数が九のものを含むものに限る。）に限る。）			n-Alkanes (C9-C11)	新規追加物質
Y	330	ノルマルアルカン（炭素数が十から二十までのもの及びその混合物に限る。）	(303)	ノルマルアルカン（炭素数が十以上のもの及びその混合物に限る。）	n-Alkanes (C10-C20) ※ 改正前名称：n-Alkanes (C10+)	IBCコード上の物質名変更
Y	335	廃食用油（トリグリセリド（飽和脂肪酸の炭素数が十六から十八までのもの及び不飽和脂肪酸の炭素数が十八のもの）の混合物であつて、濃度が八十重量パーセント以上ものに限る。）			Used cooking oil (Triglycerides, C16-C18 and C18 unsaturated) (m) (n)	新規追加物質 P&Aマニュアルに係る特別要件追加（16.2.7）
Y	350	パラフィンワックス（精製されたものであつて、鉱油の含有量が〇・五重量パーセント以下のものに限る。）	(322)	パラフィンワックス	Paraffin wax, highly-refined ※ 改正前名称：Paraffin wax	IBCコード上の物質名変更 P&Aマニュアルに係る特別要件追加（16.2.7）
Y	358	ピペラジン溶液（濃度が六十八重量パーセントのものに限る。）			Piperazine, 68% solution	新規追加物質
Y	365	フタル酸ジオクチル	(X)	(64)	Diocetyl phthalate	汚染分類の格下げ（X類→Y類）
Y	380	ぶどう油			Grape Seed Oil	新規追加物質 P&Aマニュアルに係る特別要件追加（16.2.7）
Y	412	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセテート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	(383)	ポリアルキレングリコールモノアルキルエーテルアセテート（アルキル基の炭素数が一から六までのものであつて、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	Poly(2-8)alkylene glycol monoalkyl (C1-C6) ether acetate	物質名の標記変更
Y	413	ポリイソブチレン（重合度が四以上のものであつて分子量が二百二十四を超えるもの及びその混合物を除く。）			Polyisobutylene (MW≤224)	新規追加物質
Y	414	ポリイソブチレンアミン化合物の脂肪族炭化水素を溶解とする溶液			(Polyisobutene) amino products in aliphatic hydrocarbons	新規追加物質
Y	446	メタクリル酸ドデシル	(Z)	同左	Dodecyl methacrylate	汚染分類の格上げ（Z類→Y類）



改正政令（令和2年政令第245号）において追加・変更となった物質一覧

汚染分類	改正政令後		現行政令		物質英名	備考
	新番号	物質和名（新）	汚染分類	旧番号		
Z	1	アクリル酸及びエチレンスルホン酸の共重合体のナトリウム塩並びにホスホン酸塩の混合溶液			Acrylic acid/ethenesulfonic acid copolymer with phosphonate groups, sodium salt solution	新規追加物質
Z	15	アルキルカルボン酸ナトリウム及びエチレングリコールの混合物（エチレングリコールの濃度が八十五重量パーセントを超えるものに限る。）			Ethylene glycol (>85%)/sodium alkyl carboxylates mixture	新規追加物質
Z	22	エチルタージャリペンチルエーテル			tert-Amyl ethyl ether	新規追加物質
Z	24	エチレングリコール	(Y)	(89)	Ethylene glycol	汚染分類の格下げ（Y類→Z類）
Z	41	掘削用ブライン（臭化カルシウムを含むものに限る。）	Z	(39)	Drilling brines (containing calcium bromide) ※ 改正前名称：Drilling brines, including calcium bromide solution, calcium chloride solution and sodium chloride solution	IBCコード上の物質名変更
Z	51	魚たんぱく質濃縮物（旨味の含有量が四重量パーセント以下のものに限る。）			Fish protein concentrate (containing 4% or less formic acid)	新規追加物質
Z	62	シクロヘキサカンカルボン酸ナトリウム塩溶液			Cyclohexane oxidation products, sodium salts solution	新規追加物質
Z	67	二・六・ジアミノノヘキサン酸塩溶液			2,6-Diaminohexanoic acid phosphonate mixed salts solution	新規追加物質
Z	118	ポリアクリレングリコールモノアルキルエーテル（アルキル基の炭素数が一から六までのものであって、重合度が二から八までのもの及びその混合物に限る。）	Z	(118)	Poly(2-8)alkylene glycol monoalkyl (G1-G6) ether	物質名の標記変更
Z	129	無水マレイン酸及びアクリルスルホン酸ナトリウムの共重合体の溶液			Maleic anhydride-sodium allylsulfonate copolymer solution	新規追加物質
OS	十三	トリエチレングリコール	(Z)	(89)	Triethylene glycol	汚染分類の格下げ（Z類→OS類（有害でない物質））
OS	十六	プロピレングリコール	(Z)	(106)	Propylene glycol	汚染分類の格下げ（Z類→OS類（有害でない物質））

赤字 改正施行令により、現行施行令において規定されている物質に変更があった箇所又は新たに規定された物質

16.2.7 貨物に特定残留性浮遊物質※を積載する船舶であって特定の海域※を航行するものは、当該物質の予備洗浄の方法を船上のマニュアルに記載しなければならぬ。

※1 事前処理省令（船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令（昭和62年総理府・運輸省令第1号））第1条第5項の残留性浮遊物質であって、事前処理省令第5条第2号イの表第3号に該当するもの

事前処理省令第1条第5項  
この省令において「残留性浮遊物質」とは、次の各号のいずれにも該当する物質をいう。

- 一 密度が海水の密度以下のものであること。
- 二 蒸気圧が0・三キロパスカル以下のものであること。
- 三 水に対する溶解度が0・一重量パーセント（当該物質が固体である場合にあつては十重量パーセント）以下のものであること。
- 四 温度二十度における動粘度が十平方ミリメートル毎秒を超えるものであること。
- 五 膜を生成するものであること。

事前処理省令第5条第2項第2号イの表第3号  
特定残留性浮遊物質（残留性浮遊物質のうち、次のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。）であるもの

- イ 非凝固性物質であつて低粘性物質であること。
- ロ Y類物質等であること。
- ハ 温度二十度における粘度が五十ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度零度以上である物質であること。

※2 北西ヨロップバ海域、バルティック海域、西ヨロップバ海域、西ヨロップバ海域又はノルウェー海域

別添2

新たに有害液体物質排出防止設備の操作手引書 (P&Aマニュアル) で担保すべき特別要件が追加された物質一覧  
(改正政令による変更がない物質)

通番	汚染分類	新番号	物質名 (新: 和名)	物質名 (旧: 和名)	物質名 (英名)	P&A-IIIに係る 特別要件
1	Y	11	アシッドオイル (植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	同左	Palm acid oil	16.2.7
2	Y	11	アシッドオイル (植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	同左	Palm kernel acid oil	16.2.7
3	Y	11	アシッドオイル (植物油、パーム油又はパーム核油の精製の際に生ずるものに限る。)	同左	Vegetable acid oils (m)	16.2.7
4	Y	12	アシッドオイル (大豆油、とうもろこし油及びびまわり油の精製の際に生ずるものの混合物に限る。)	同左	Acid oil mixture from soya bean, corn (maize) and sunflower oil refining	16.2.7
6	Y	81	イリッペ油	同左	Lillipe oil	16.2.7
7	Y	121	オリーブ油	同左	Olive oil	16.2.7
8	Y	125	カカオ脂	同左	Cocoa butter	16.2.7
9	Y	127	カシユウナツシエル油 (未精製のものに限る。)	同左	Cashew nut shell oil (untreated)	16.2.7
10	Y	136	魚油	同左	Fish oil	16.2.7
11	Y	158	米ぬか油	同左	Rice bran oil	16.2.7
12	Y	173	サフラワー油	同左	Safflower oil	16.2.7
13	Y	178	シアバター	同左	Shea butter	16.2.7
15	Y	192	脂肪酸蒸留物 (植物油の精製の際に生ずるものに限る。)	同左	Vegetable fatty acid distillates (m)	16.2.7
17	Y	253	ジャトロファ油	同左	Jatropha oil	16.2.7
18	Y	265	タロー	同左	Tallow	16.2.7
19	Y	266	タロー脂肪酸	同左	Tallow fatty acid	16.2.7
20	Y	267	大豆油	同左	Soyabean oil	16.2.7
21	Y	281	とうもろこし油	同左	Corn Oil	16.2.7
22	Y	282	桐油	同左	Tung oil	16.2.7
23	Y	307	菜種油	同左	Rapeseed oil	16.2.7
24	Y	307	菜種油	同左	Rapeseed oil (low erucic acid containing less than 4% free fatty acids)	16.2.7
26	Y	339	パームオレイン	同左	Palm olein	16.2.7
27	Y	340	パーム核オレイン	同左	Palm kernel olein	16.2.7
28	Y	341	パーム核ステアリン	同左	Palm kernel stearin	16.2.7
29	Y	342	パーム核油	同左	Palm kernel oil	16.2.7
30	Y	343	パーム核油脂肪酸 (蒸留物に限る。)	同左	Palm kernel fatty acid distillate	16.2.7



新たに有害液体物質排出防止設備の操作手引書(P&Aマニュアル)で担保すべき特別要件が追加された物質一覧  
(改正政令による変更がない物質)

通番	汚染分類	新番号	物質名(新:和名)	物質名(旧:和名)	物質名(英名)	P&A-MIに係る特別要件
31	Y	344	パームステアリン	同左	Palm stearin	16.2.7
32	Y	345	パーム油	同左	Non-edible industrial grade palm oil	16.2.7
33	Y	345	パーム油	同左	Palm oil	16.2.7
34	Y	346	パーム油脂肪酸(蒸留物に限る。)	同左	Palm fatty acid distillate	16.2.7
35	Y	348	パーム油の分別物	同左	Palm mid-fraction	16.2.7
37	Y	352	ひまし油	同左	Castor oil	16.2.7
38	Y	353	ひまわり油	同左	Sunflower seed oil	16.2.7
40	Y	437	マンゴー核油	同左	Mango kernel oil	16.2.7
41	Y	468	綿実油	同左	Cotton seed oil	16.2.7
42	Y	471	やし油	同左	Coconut oil	16.2.7
43	Y	472	やし油脂肪酸	同左	Coconut oil fatty acid	16.2.7
44	Y	474	ラード	同左	Lard	16.2.7
45	Y	480	落花生油	同左	Groundnut oil	16.2.7

赤字 IBCコードの改正により追加されたP&Aマニュアルに係る特別要件

16.2.7 貨物に特定残留性浮遊物質※1を積載する船舶であって特定の海域※2を航行するものは、当該物質の予備洗浄の方法を船上のマニュアルに記載しなければならない。

※1 事前処理省令(船舶からの有害液体物質の排出に係る事前処理の方法等に関する省令(昭和62年総理府・運輸省令第1号))第1条第5項の残留性浮遊物質であって、事前処理省令第5条第2項第2号イの表第3号に該当するもの

事前処理省令第1条第5項

この省令において「残留性浮遊物質」とは、次の各号のいずれにも該当する物質をいう。

- 一 密度が海水の密度以下のものであること。
- 二 蒸気圧が0・三キロパスカル以下のものであること。
- 三 水に対する溶解度が0・一重量パーセント(当該物質が固体である場合にあつては十重量パーセント)以下のものであること。
- 四 温度二十度における動粘度が十平方ミリメートル毎秒を超えるものであること。
- 五 膜を生成するものであること。

事前処理省令第5条第2項第2号イの表第3号

特定残留性浮遊物質(残留性浮遊物質のうち、次のいずれにも該当するものをいう。以下同じ。)であるもの

- イ 非凝固性物質であつて低粘性物質であること。
- ロ Y類物質等であること。
- ハ 温度二十度における粘度が五十ミリパスカル秒以上である物質又は融点が温度零度以上である物質であること。

※2 北西ヨローロッパ海域、バルティック海域、西ヨローロッパ海域又はノルウェー海域